

伊賀市の小学校給食のあり方に関する提言

平成27年8月

伊賀市小学校給食のあり方検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討課題について	1
3	検討内容について	1
	①学校給食の運営方式について	1
	②学校給食の運営方式の比較	1
	③小学校給食の運営方式について	2
	④食物アレルギー対応食について	3
	⑤食材の確保について	3
	⑥食に関する指導の充実について	4
4	おわりに	4
	小学校給食のあり方検討委員会委員名簿	5
	あり方検討委員会の審議経過	6
	小学校給食のあり方検討委員会設置要綱	7

1 はじめに

現在伊賀市内において、自校直営で給食調理を実施している調理室の老朽化・給食調理員の退職者不補充ということから、現状での給食実施の継続が難しくなることが想定されるということで、伊賀市教育委員会が伊賀市小学校給食のあり方検討委員会を組織し、今後の小学校給食の実施方法を検討することになりました。

当委員会では、施設等の現状を認識するとともに、それを踏まえた小学校給食の実施方法について教育委員会から提案を受け、その問題点等を議論してきました。

今般、これらのことを踏まえ、当委員会としての考え方を提言するものです。

2 検討課題について

小学校給食の現状と課題、今後の給食実施の考え方

3 検討内容について

①学校給食の運営方式について

現在、伊賀市の小学校は、自校方式とセンター方式で給食が提供されています。

それを踏まえ、自校方式・センター方式・親子方式・デリバリー方式の特徴や実現可能性を議論しました。

②学校給食の運営方式の比較

上記の運営方式については、実現可能性から自校方式とセンター方式が今後の給食実施においても中心になると考えられます。

当委員会では、自校方式とセンター方式の施設整備での経費想定について、概算額を検証しました。

事務局の想定では、給食センターを既設1施設と新設1施設の2箇所としていたので、事前準備段階での経費はセンター方式のほうが安価となっていますが、整備する給食センター数によって結果が左右されること、また運営経費においても同様のことであると思われます。

なお、人件費については、施設にどのような職員を配置するかで左右されるため除外されています。

また、この段階では大規模な修繕は想定しにくいこと、備品等の買い替えも除外されています。

ただし、各校の給食調理室の整備は順を追って実施することになるため長い期間を要すること、施設整備における合併特例債の活用については期限があることに留意が必要であることも説明されました。

また、自校方式とセンター方式のメリットとデメリットは表裏と言われており、自校方式のメリットでは調理後の配送時間が短い、センター方式はその逆です。

同様に、食中毒発生時の被害程度、弾力的な運営、施設設備や運営の合理化等

といった事項で双方の調理方法は対極にあるとされています。

特に、双方の調理方式におけるリスクという視点では、配送の有無による諸課題、調理食数による食中毒時等の被害規模、設備の修繕などに特に留意が必要であると考えられます。

③小学校給食の運営方式について

自校方式継続のためには、老朽化及び能力低下した施設・設備機器への対応、基準に適合した施設・設備機器の整備、財源の効率的な運用が必要とされ、具体的には、ドライシステム方式の導入、調理員の労働条件改善、合併特例債の活用等が必要であるとのことです。

また、現施設改修では給食を中止しなければならないことも事務局から出されました。

センター方式では、施設設備整備にあたり衛生管理基準を見越すことは当然ですが、作業の合理化も実現でき、省力化による調理員の労働条件改善も望め、費用面でも、合併特例債の活用を視野に入れることができるとのことです。

当委員会の中では、食育等の観点から自校方式の継続を望む意見が多くありました。

新しい施設から児童に給食を提供する際には、センター方式や自校方式のメリット・デメリット両論を検討したうえで、自校方式のメリットをセンター整備の中で活かしていくことが大切です。

今後、児童の心身の健全な育成のために、学校給食が果たす役割を最大限に発揮するとともに、食育機能や市民負担などを総合的に勘案しながら、自校方式、センター方式などの長所・短所を見極めたうえで、それぞれの課題を補完すべき手法等を十分に検討しながら、今後長期間にわたって使用していく学校給食調理場の設置方式を選択していくことが肝要と考えます。

これからの教育環境を考えるうえでは、少子化の進展による児童数の減少、市の行財政改革、時代の要請による諸課題への対応が必要だと思いますが、その対応の一環として校区再編が進められており、子どもにとって望ましい教育環境を整えるという目的のため、今後も継続して取り組まれることとされています。

そこに給食調理施設をどのように組み込んでいくかということですが、現在も自校方式とセンター方式で給食実施しているということは前述しましたが、今後もこの形態を継続していくことが現実的であると考えます。

しかし、当委員会の中でも示された資料での各小学校児童数の推移や給食調理員の現状等から、現在の給食調理施設を維持するのは困難であろうということも認識しました。

今後は、施設の現状を勘案し所要の施設整備が進められることが想定され、小規模校の給食調理施設の集約はやむを得ないと考えます。

具体的には、自校方式からセンター方式に変更して給食を配送するということになりますが、前述のとおり、自校方式とセンター方式のメリット・デメリットは表裏とされています。

当委員会ではこれまでの議論から、市の今後の施設整備、特に給食センター整備検討に際しては、メニューや食育・運営面を考慮した「適正な施設規模」、また食中毒等のリスクを分散できるため、「複数施設での給食実施」ということを考慮するよう求めます。

また、現在の自校方式の施設や運営面を検討し、持続可能な自校調理場の存続を併せて求めます。

④食物アレルギー対応食について

現在、当該児童が対応食を間違いなく食べられるよう個別の表示や配膳、運搬方法等配慮するとともに関係各所でチェックし、事故がおこらないよう安全な給食が提供されています。

具体的な対応としては、教育委員会に提出された、年1回の学校生活管理指導表（医師の診断書）にもとづき、対象者が決定されます。アレルギー対応食については、栄養教諭や学校栄養職員が作成したアレルギー用献立にもとづき、各校やセンターで調理し対応されています。

平成26年度の児童の状況は、学校給食においてアレルギー対応を行っている児童30名（自校21名、センター9名）となっています。

近年、食物アレルギーを有する児童生徒の数は増加傾向にあり、アレルギーの要因も多様化し、症状も軽いものから、生命に関わる重い症状までさまざまな状況となっています。

学校給食においても、アレルギーを有する児童に対する細やかな対応が求められていますが、面積が狭い施設では専用調理室の設置ができないなど、アレルギー食の対応に苦慮している現状があります。

今後の施設整備においては、専用調理室の設置を念頭に置き、重篤なケースにも対応できるような取組みが必要です。

また、従事するスタッフの経験と能力の向上が図れるよう勘案することも必要です。

⑤食材の確保について

安心安全な給食を提供するため、地場産食材が積極的に取り入れられ、児童が地場産の食材を食べることで、食や地域環境への関心や愛着を深め、生産者への感謝の気持ちと豊かな人間形成を図る取組が推進されています。

現在、食材の購入については、各校・センターが納入業者を選定し、地場産物の購入に努めている状況ですが、「地場産だけでは量や品目数の品揃えができない」「食材の規格がそろわない」「価格が高い」といったことが課題とされています。

地産地消の推進は、今後も取り組むべきであり、今後の施設整備においても、地産地消について学べるコーナーや視聴覚室の設置、生産者の話や栄養教諭等の話を聞きながら給食を食べるといった取組も必要であると考えます。

⑥食に関する指導の充実について

現在、各校で「食に関する指導の全体計画」を年度当初に作成し、①食事の重要性 ②心身の健康 ③食品を選択する能力 ④感謝の心 ⑤社会性 ⑥食文化の6つの目標をもとに、学年の発達段階や地域の特性、教科等の関連等を考慮のうえ食育が実践されています。

栄養教諭も配置され、食に関する教育、アレルギー等の個別指導等、専門性をいかした食教育も推進されています。

子どもたちが生涯にわたって健やかな心身を培い豊かな人間性を育むための基礎として、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することを目指して、食育を継続することが必要です。

給食を生きた教材として活用するため、安定して給食調理を行い提供することを求めます。

施設整備に際しても、食教育に対応できるコーナーを設ける等し、教科や学校行事と連携して食育を推進できることが必要であると考えます。

さらに、学校や地域の実情に即した食育の充実が図られるような施設整備について、一歩進んで考えていくよう求めます。

4 おわりに

給食を通して児童に正しい食生活の理解と健康増進を図るうえで、学校給食の果たす役割と意義は大きいものがあります。

当委員会としては、具体的な方策の大枠を示したのですが、市並びに教育委員会におかれては、これらの提言を尊重し、教育の一環としての学校給食における今後の課題を十分に認識し、効率性の追及だけにウェイトをおくことなく、食育の推進や給食の安全・衛生の確保など、学校給食の安定的、継続的な運営のため、必要な取り組みを求めていくものです。

伊賀市の財政状況も大変厳しいものと見込まれますが、安全・安心でおいしい給食の実現に努められるよう希望します。

今後、当市の実情に即した給食実施方法を構築し、児童に給食を提供していくことになると思いますが、評価、見直しを加えよりよいものになるよう継続した取り組みとなることを併せて希望します。

【小学校給食のあり方検討委員会 委員名簿】

区 分	所 属	氏 名	備 考
学校長	上野東小学校	田中 伸一	
	阿山小学校	山森 義祥	
	三訪小学校	岩井 喜代子	
	上野西小学校	谷口 修一	~H27.3
教職員	上野西小学校	稲森 文一	
	上野東小学校	太田 健二	
	崇広中学校	林 秀樹	
	霊峰中学校	村松 篤盛	~H27.3
栄養教諭 学校栄養職員	いがっこ給食センター夢	岡橋 日出子	
	上野西小学校	加藤 由美子	
給食調理員	友生小学校	池町 美貴代	
	阿山給食センター	森岡 みほ	
保護者	P T A 連合会	森 正浩	
	P T A 連合会	森中 明由美	
	P T A 連合会	尾崎 良隆	

【あり方検討委員会の審議経過】

会 議	日時・場所	内 容
第1回会議	平成26年12月18日 19:30～ 大山田農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会の開催趣旨 • 小学校給食の現状
第2回会議	平成27年1月26日 19:00～ 大山田農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状況 • 給食の実施方法
第3回会議	平成27年2月19日 19:00～ 大山田公民館	<ul style="list-style-type: none"> • 給食の実施方法
第4回会議	平成27年3月24日 19:00～ 大山田農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> • 給食の実施方法
第5回会議	平成27年6月25日 19:00～ 大山田農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> • 小学校給食のあり方に関する提言（案） • 小学校給食実施方針（案）
第6回会議	平成27年7月23日 19:00～ 大山田農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> • 小学校給食のあり方に関する提言（案） • 小学校給食実施方針（案）

【検討委員会設置要綱】

(設置)

第1条 伊賀市における今後の小学校給食のあり方を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市小学校給食のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、平成27年9月30日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 小学校給食の実施方法に関すること。
- (2) その他小学校給食に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、伊賀市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) 教職員
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (4) 給食調理員
- (5) 保護者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める委員会の設置期間までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、審議を円滑に進めるため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長及び委員会の同意を得て専任された委員を持って構成する。
- 3 その他専門部会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。